

介護老人保健施設 晴和会上所園 通所リハビリテーション 料金表

2024年6月1日

(1日あたりの金額)

		要介護度	2～3時間	4～5時間	6～7時間	備 考
通所リハビリテーション費 (前年度平均延べ利用者数 750人以内)	要介護1	383単位	553単位	715単位	要介護度によってご負担額が変わります	
	要介護2	439単位	642単位	850単位		
	要介護3	498単位	730単位	981単位		
	要介護4	555単位	844単位	1137単位		
	要介護5	612単位	957単位	1290単位		
① 介護保険一部負担額	入浴介助加算(Ⅰ)(Ⅱ)		40単位/日 60単位/日			
	中重度者ケア体制加算		20単位/日			
	科学的介護推進体制加算		40単位/月			
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		22単位/日		介護職員割合に対する加算	
	リハビリテーション提供体制加算(3～4時間)		12単位/日			
	リハビリテーション提供体制加算(4～5時間)		16単位/日			
	リハビリテーション提供体制加算(5～6時間)		20単位/日			
	リハビリテーション提供体制加算(6～7時間)		24単位/日			
	リハビリテーション提供体制加算(7時間以上)		28単位/日		リハビリ職員の体制に対する加算	
	加算	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	重複算定なし (1月あたり)	560単位/月		開始日から6月以内(1月あたり)
		リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)		240単位/月		開始日から6月超(1月あたり)
		短期集中個別リハビリテーション加算(3カ月)		110単位/日		退院又は認定日から3月以内
		認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)(1日)		240単位/日		退院又は利用開始日から3月以内週2日を限度:1日につき
		認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)(1月)		1,920単位/月		退院又は利用開始日から3月以内1月4回以上:1月につき
		生活行為向上リハビリテーション加算(1月)		1,250単位/月		利用開始より6月以内
		重度療養管理加算		100単位/日		要介護3, 4, 5で厚労省の定める状態の者
		若年性認知症利用者受入加算		60単位/日		
		栄養改善加算(月2回を限度)		200単位/回		低栄養状態の改善を目的に行われる栄養管理
		栄養アセスメント加算		50単位/月		
		口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(Ⅱ)		20/5単位/回		6月に1回を限度
		口腔機能向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)(月2回を限度)		150・155・160単位/回		口腔機能向上を目的に行われる口腔清掃及び摂食・嚥下指導
		事象所の石が利用者又はその家族に説明し、利用の同意を得た場合		270単位/月		
		退院時共同指導加算(1回につき)		600円単位/回		
	移行支援加算		12単位/日			
	延長加算(Ⅰ)		50単位		ご利用時間が8時間以上9時間未満の場合	
	延長加算(Ⅱ)		100単位		ご利用時間が9時間以上10時間未満の場合	
	② 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		※①の8.6%を乗じた額			
③ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)						
④ 介護職員等ベースアップ等支援加算						
地域区分による単価		上記合計単位×10.17円		地域によってサービスの単価が定められています		
その他の料金	食費	朝食	500円			
	昼食	620円				
	夕食	600円				
	紙オムツ(シート)	100円/1枚		ご利用枚数分		
	リハビリパンツ	170円/1枚		ご利用枚数分		
	尿パット	50円/1枚		ご利用枚数分		
	おむつカバー	100円/1枚		ご利用枚数分		
	日用品費(非課税)	190円		バスタオル、タオル(入浴用)、おしぼり等のクリーニング料及びトイレトペーパー等の使用料となります		
教養娯楽費(非課税)	110円					

※この他にも入所者やご家族の方からの依頼により日常生活品を購入した場合等は実費を徴収する場合がございますので、その都度ご相談下さい。

※1日あたりの利用料金は、下記の計算方法によります。

(①「通所リハビリテーション費+該当加算単位の合計」+②「①×4.7%」+③「①×2.0%」+④「①×1.0%」)×地域区分単価+(その他料金×利用回数)

※利用料金の精算時、端数処理により若干の金額の違い(1～2円程度)が生じますのでご了承下さい。